

平成 28 年 12 月 9 日

平成 29 年度税制改正大綱理事長コメント

一般社団法人 不動産流通経営協会
理事長 田中俊和

今回発表された税制改正大綱は、わが国経済の成長を持続させることを念頭において策定されたものと捉えている。

足元の不動産流通市場は、成約件数、成約価格ともに高水準にあり、底堅く推移している。堅調な住宅需要は低金利に加え税制の後押しによるが、今回の改正で当協会が要望した、『長期保有土地等に係る事業用資産の買換え等の場合の課税の特例措置』をはじめとする、来年度に期限切れを迎える住宅取得・買換え促進のための各種特例措置が延長されたことは、既存住宅流通市場の活性化に結びつくと考えている。

特に、重点要望事項として取り組んだ『事業用資産の買換えの特例措置』が 3 年間延長されたことは歓迎するところであり、本措置が不動産流動化を促すとともに設備投資を促進し、経済再生に資するものと期待している。

本年 6 月の宅建業法改正により、宅建業者にインスペクションについての役割が位置付けられた。現在、社会資本整備審議会産業分科会不動産部会において流通市場への導入に向けて具体的な検討が進められており、当協会としても会議に参画し、消費者に浸透すべく仕組みづくりに協力しているところである。その他にも、国において中古住宅市場の拡大の施策について研究や試行が行われており、私共としては、消費者そして実務者の視点から、市場活性化を促す施策について提案を行い、消費者が安心して取引できる参加しやすい市場形成を促進すべく取り組んでいるところである。政府におかれましても、今後とも税制をはじめとした政策面での支援を引き続きお願いしたい。

最後に、今般の税制改正にご尽力をいただいた政府・与党の関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。